

## 第6章 環境に関する相談

### 第1節 公害等に関する相談件数について

令和2年度において、公害等に関する相談は65件ありました。

種類別にみますと、典型7公害に関する相談31件（内訳：大気汚染に関するもの8件、水質汚濁に関するもの9件、土壌汚染に関するもの0件、騒音・振動に関するもの2件、悪臭に関するもの12件）と、その他の相談が34件ありました。

大気汚染に関する相談の大半は、野焼き行為によるものでした。その他の相談では、近隣地の雑草等が原因で発生したものが大半を占めました。

野焼きは迷惑行為であり、例外となる廃棄物の焼却を除いては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律※1」により禁止されており、違反した場合は刑事責任を問われることもあります。所有地の管理は所有者の義務ですので、雑草等の処理は適正に行ってください。また、廃棄物は適正に処分するようにしてください。

私たちの生活様式が多様化する中で、市に寄せられる相談も複雑多様化し、法律や条例による規制等で処理できるものもあれば、調査をしても原因不明なものや、法令による規制等がなく、対処に苦慮するものも少なくありません。しかしながら、市民の皆様方が安心して生活を営むことのできる環境を構築するため、今後もこのような問題に適正かつ迅速、公正に対応してまいります。

表35 令和2年度相談件数

分類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音振動	悪臭	不法投棄	その他	合計
件数	8	9	0	2	12	0	34	65

表36 公害等相談件数推移

分類	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
大気汚染	15	13	14	5	0	4	9	3	12	11	8
水質汚濁	1	7	2	2	1	1	1	1	5	4	9
騒音・振動	2	1	2	0	0	4	2	1	2	0	2
悪臭	7	1	0	1	1	3	4	3	3	2	12
不法投棄	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0	0
その他	12	18	9	7	3	14	16	4	18	25	34
合計	37	40	27	15	5	29	33	12	44	42	65

#### ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却の禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

※ 上記一～三による焼却の場合であっても、近隣住民から煙害等の苦情が生じた場合には、焼却を認められません。

※ 上記に違反した者は、同法第25条に基づき「五年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金又はこれを併科する。」とされる罰則が科されます。